

# 目 次

1. はじめに .....	1
1-1 判例検索の必要性 .....	1
1-2 判例検索の非効率 .....	2
1-3 一歩進んだ判例検索 .....	3
2. 判例検索における「体系的志向」の意義 .....	5
2-1 「体系的」検索はなぜ必要か? .....	5
2-2 判例検索とその具体的な手法 .....	5
(1) 初期段階 .....	6
● 検索事例① 裁判所, 年月日等から検索する	
(2) 発展段階 .....	8
ア) 法的な概念をフリーワードとしてクロス検索へ .....	10
● 検索事例② 具体的事案を想定して検索する - マンション購入の例 -	
イ) 詳細検索へ .....	13
(3) 高次の段階 → 「体系的志向」へ .....	14
3. 「高次の段階」における検索とは何か? .....	15
3-1 医療事件を素材として	
- 一般の判例要旨と体系要旨検索 - .....	15
● 検索事例③ 具体的事案を想定して検索する - 医療事件の例 -	
3-2 フリーワード検索の場合 .....	16
3-3 検索対象の絞り込み (要旨の場合) .....	17
3-4 「要旨」の意味 .....	18

---

---

# 1. はじめに

---

---

## 1-1 判例検索の必要性

法科大学院や法学部などで法律学を学習する際に、「判例<sup>1)</sup>」をリサーチすることは不可欠であり、弁護士業務や裁判実務においてもそれは同様であろう。その方法としては、今でも「民集」や「刑集」のほか、「判例時報」や「判例タイムズ」等の紙媒体を利用することは多いし、これからもなくならないと思われる。他方において、近年のインターネットの普及に伴い、パソコンを利用して判例を検索するデータベース（以下、「判例データベース」と称する）も相当程度に普及・一般化してきており、またその内容（コンテンツやサービス）も豊かになり、選択肢の幅も飛躍的に広がってきた。たとえば レクシスネクシス・ジャパン「Lexis Nexis」やTKC「LEX/DBインターネット」、EOC「LLI判例検索システム」などである（2007年4月よりウエストロー・ジャパン「Westlaw Japan」）。

いずれの判例データベースにおいても紙媒体ではとうてい不可能なレベルでの「検索」が可能であり、短時間で容易に検索し、求める結果が得られるようになってきた。普通ならば図書館へ行って、貸出手続を経て必要な箇所を複写する、などといった手作業にかかる時間を大幅に節約し、その分裁判例そのものの検索や検索結果の分析にふり向けるという創造的作業が可能になってきたと言ってよい。この点はますます忙しくなってきた現代では、そして時間に追われる法科大学院生や弁護士に

---

1) 「判例」なる語は多義的であるが、以下では、主として「過去に下された裁判例」という広義の意味で用いる（法律学小辞典（有斐閣）参照）。またその趣旨を明確にするために「裁判例」と書くこともある。

## 1. はじめに

とっても、まことに慶賀すべきことであろう。

しかしながら、判例データベースの機能をはたしてわれわれは存分に生かし切っているであろうか。たとえば、法科大学院の学生に課題が与えられた場合、学生は問題点や論点を的確に把握するためには、たんに教科書を読めば足りるわけではなく、関連する重要な判例も検索しなければならないであろう。ほとんどの課題は、重要な裁判例をベースにしているか、あるいは裁判所間でも、もしくは学説と判例の間で対立しているために、つまり見解が分かれることを予定して出されていることが多いからである。また弁護士としても、依頼された案件についてどのように論理を構築するかを考えるためには、案件の具体的な事実関係に適合した裁判例を探したいはずである。そこで判例データベースの利用となるが、従来通りの（闇雲な？）利用の仕方では、はたしてこのようなニーズに応えられるであろうか。

## 1-2 判例検索の非効率

たとえば、実際に、判例データベースにいわゆる「キーワード」を入力して検索したら、何千件もの裁判例が出てきたりすることがある。これでは使えない。全部読むことは到底不可能なので、普通はなんらかの「絞り込み」をするはずであろう。適当な別の「キーワード」を考えて入れるかもしれないし、データベースを使い慣れた人であれば、前方一致や後方一致、アンド（and）検索やオア（or）検索のようなテクニックを使うかもしれない。

しかし、はたしてそれらの手法で望む結果がうまく得られるであろうか。一所懸命あれこれと「キーワード」を入れて、結果が「0」件であればガックリくるし、5～6件と「適当な（!）」件数が出てきても、「果たしてこの検索結果は正しいのか？」とか、「キーワードは信頼できるのか？」（「自動車」と入れたが、「四輪車」が漏れていないか、さらに

「車」はキーワードに入れなくていいのか」とか、「他に重要な判例があるのではないか（漏れていないのか）？」などと考えてしまう。勢い、慎重になってあれこれと本を調べたり、調べる件数を増やしたり、挙げ句の果てには詳しくそうな人を探して（これも「リサーチ」ではあるが！）話を聞いたり、決して無駄ではないにしても、時間を浪費するばかりである。また検索された各判例の中でどれが重要な判決でどれがそうでないのかの選別をするとなるとこれは難しい。

ここに至ると作業時間の問題ではなく、データベース利用におけるより本質的な問題が浮かび上がるであろう。すなわち、これから調べようとしている人間に、入力するキーワードの「選別」と「判断」が求められている、ということである。そもそも知らないからこそ調べているのに、知っていなければできない（はずの）「判断」を求められるとは、どういうことか！ そのような選別する判断力や能力がまだない場合には、得られた検索結果に自信も確信も持てないであろう。

そうすると初期の段階、特に調べたい分野にあまり詳しくない段階では、結局のところ、検索結果に信頼が置けないという不安感はぬぐえないことになる。判例データベースを使いこなすのは意外に難しいのである。では、どうすれば法科大学院生にとっても、新米弁護士にとっても効率的かつ効果的な判例検索が可能となるのであろうか。

## 1-3 一歩進んだ判例検索

本書は、このような疑問ないし関心から、第一法規版の『D1-Law.com判例体系』データベースを使って、効率的かつ効果的な検索をいかにして実現するか、ということを考えつつ書いたものであり、その目的は法科大学院学生と業務についたばかりの「新米」弁護士を主たる対象として、そのためのガイドを提供しようとするものである。具体的には、判例検索を実際に行いながら、問題となる法的概念や論点へと広げてい

## 1. はじめに

く（ないしは迫っていく）という手法を採る。さらに対象とする分野は主として民法とし、しかも限られたいくつかのテーマに絞る。次の段階では、判例検索に続けて法律文書や重要文献の検索方法、さらには法令の検索、そして各論として具体的な事案における要件事実の組み立てへと接続していくことに<sup>2)</sup>する。

---

2) この分野の基本文献としては、たとえば加賀山茂・松浦好治〔編〕『法情報学〔第2版補訂版〕』（有斐閣、2006）があり、法律専門家の作業としての法情報調査の基本としてスタンダードであると言ってよいであろう。対象読者も分野も幅広いが、本書ではそのような方向ではなく、対象を絞り、あくまでも効果的かつ効率的な判例検索の実践的手法を考えている。

---

---

## 2. 判例検索における「体系的志向」の意義

---

---

### 2-1 「体系的」検索はなぜ必要か？

前述したような検索結果に対してもつ不安感は、結局のところ個々の裁判例を選別し、その位置づけを判断する上で必要な情報がないか、または非常に少ないことに起因するものといえよう。そこでは個々の裁判例を適切に評価する手段ないし視点が必要かつ有用であるが、裁判例が具体的な法条文や制度の枠組みにきちんと位置づけられ、そのような情報として提供されていれば、評価の手段ないし視点として有効であろう。これを裁判例の「体系的」位置づけと呼ぶことにし、この「体系的」位置づけを自覚して検索する手法を「体系的」検索と呼ぶことにする。このネーミングは、『判例体系』というデータベースの名称にも由来するが、判例データベース検索における「体系化」が重要であると考えていることによる。

### 2-2 判例検索とその具体的な手法

そこで、上記で述べた判例検索の難しさの問題のありようを知るために、ここでやや詳しく、「初期」、「発展」、「高次」という段階に分けて検索の具体的な手法を整理してみよう。検索の方法も習熟度や経験の蓄積に伴って発展するであろうから、それに合わせて段階を分けてみたのである。もちろん、この「初期→発展→高次」という段階分けは相当程度に便宜的なものであり、言うまでもなく学問的な検討を経たものではないことをあらかじめお断りしておきたい。どちらかと言えば、筆者（中山）の経験とカンに基づく分類にすぎない。人により、また関心に